

意見

現行の条例では、対象とする開示文書に「縦覧が終わったもの」などの規程がある。むしろ計画段階の情報こそ、市民に対して開示していくべきものと思う。これを見直し、さらに踏み込んだ規程と、罰則を伴った開示規程にする必要があると思う。用地買収などの問題などについては当然秘密にしていいたいものとも思うが、反面議会に提案した内容すら地方行政では開示しないのが現状である。